

令和7年度

青森県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業

(通称:F補助金)

【公募要領】

この公募は、令和7年度予算の成立を前提に募集の手続きを行うものです。

《公募締切》

令和7年3月11日(火)

《受付期間》

以下の期間内に、郵送(締切日必着)で受け付けます。

令和7年2月25日(火)～令和7年3月11日(火)

《応募書類送付先及び問い合わせ先》

青森県 環境エネルギー部 原子力立地対策課 地域振興グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1

(電 話)017-734-9737

(FAX)017-734-8225

(メール)g-richi@pref.aomori.lg.jp

令和7年2月

青森県

目 次

I. 公募内容

1. 制度の概要	- 1 -
2. 事業内容について	- 1 -
3. 補助対象経費及び補助率	- 2 -
4. 事業実施期間	- 2 -
5. 応募資格	- 2 -
6. 公募期間	- 3 -
7. 応募書類の提出について	- 3 -
8. 審査について	- 4 -
9. 補助事業者の義務等	- 4 -
10. その他の注意点等	- 5 -

II. 事業内容

1. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F 補助金）の内容	- 6 -
2. 主な用語の説明	- 7 -
3. 交付要件	- 8 -
4. 交付額の算定	- 9 -
5. 特例増設の要件	- 12 -
6. 事業スキーム	- 15 -

III. 業務内容

1. 上期の業務内容	- 16 -
2. 下期の業務内容	- 16 -
3. その他の業務内容	- 17 -

IV. 応募書類様式

様式第 1 号 応募書	- 19 -
様式第 2 号 応募者概要	- 20 -
様式第 3 号 実施計画書	- 21 -
様式第 4 号 収支計画書	- 22 -

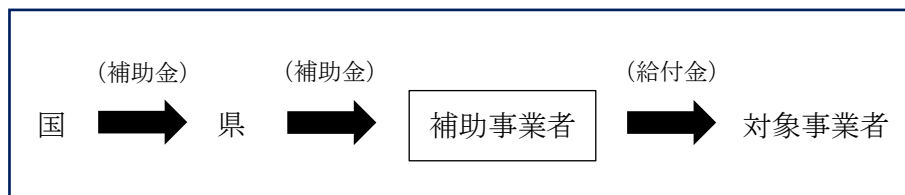
I. 公募内容

1. 制度の概要

(1) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)の概要について

国の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱等に基づき、原子力発電施設等が立地する市町村及びその周辺地域において、事業者が小売電気事業者等と新たに電気の需給契約を締結した場合、または事業所の増設を行い契約電力・支払電気料金等が増加した場合に最大8年間、補助金を交付することにより企業立地に対する支援を行い、当該地域の雇用増加を図り、もって発電施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としています。半期(上期:4月～9月、下期:10月～3月)ごとに、事業者からの応募申請に基づき要件を満たしたものについて、補助金の交付を行います。

【交付スキーム】



(2) 通則

本事業は、次の法令及び交付要綱等の定めにより、実施されるものです。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- ③ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)
- ④ 特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)
- ⑤ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱(平成12・03・07資財第9号。(以下「国要綱」という。))
- ⑥ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領(平成18・06・09資庁第4号。(以下「国要領」という。))
- ⑦ 青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月23日青森県規則第10号。以下「県規則」という。)
- ⑧ 青森県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱(平成20年4月1日施行。以下「県要綱」という。)
- ⑨ 青森県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金実施要領(平成22年10月1日施行。以下「県要領」という。)
- ⑩ 青森県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業業務手引書(平成20年4月1日施行。以下「県業務手引書」という。)

2. 事業内容について

「Ⅱ. 事業内容」及び「Ⅲ. 業務内容」のとおり。なお、補助事業者は、上記の法令・通達及び交付要綱等の定めに基づき事業を実施することとなります。

3. 補助対象経費及び補助率

- (1) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付実績額 補助率10/10
- (2) 一般事務費 交付事務に要する下表の費用((1)の額の2.5%以内)

費目	内容
人件費	交付事務に係る役職員等の人件費
印刷製本費	応募要領等の印刷製本費等
旅費	業務打合せ、現地調査等の旅費(補助事業者の旅費規程による)
通信運搬費	郵便料金、宅配料金 等
消耗品費	文房具等、各種書類の印刷等に必要な用紙費 等
雑費	その他交付事務に必要な経費
賃借料	資材保管料(貸倉庫)・パソコンリース、交付事務に係る電子計算機システム使用リース料 等

※上記(1)～(2)の交付限度額は県の予算の範囲内とする。

(3) 消費税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額は、補助対象経費から除外して交付申請書を提出してください。

ただし、次の①～⑤に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

4. 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5. 応募資格

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たす民間団体等とします。

- (1) 法人格(内国法人)を有していること。
- (2) 当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。

- (3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- (4) 個人情報適切に管理する能力・体制を有していること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - ② 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者
 - ③ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
 - ④ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
 - ⑤ 暴力団員と交際していると認められる者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者
 - ⑦ その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が①から⑥までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者
- (6) 経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。
- ※EBPM(Evidence-Based Policy Making)とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

6. 公募期間

令和7年2月25日(火)～令和7年3月11日(火)郵送必着

※応募書類については、郵送(締切日必着)で受け付けます。

7. 応募書類の提出について

- (1) 下表の「提出書類一覧表」における書類を紙媒体で提出してください。
- ※提出書類の様式は「IV. 応募書類様式」を参照
- (2) 提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- (3) 提出された書類や追加説明資料は返却しません。
- (4) 応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募内容等の公表は行いません。

(5) 提出先

〒030-0861 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県環境エネルギー部原子力立地対策課 地域振興グループ

<提出書類一覧表>

	提出書類	提出部数
申請書類	様式第1号 応募書	正本1部 副本(写し)1部
	様式第2号 応募者概要	正本1部 副本(写し)1部
	様式第3号 実施計画書	正本1部 副本(写し)1部
	様式第4号 収支計画書	正本1部 副本(写し)1部
	※「Ⅳ. 応募書類様式」のとおり	
添付資料	寄付行為、定款又は商業登記簿謄本	1部
	決算報告書又は財務諸表(過去2年分)	1部
	経理規定(または資金の管理方法がわかるもの。)	1式
	「会社(事業)案内」(事業概要が確認できるパンフレット等)	1式

8. 審査について

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査の観点

応募書類の審査は、下記の観点で相対的に評価し、応募者の中から1者を選定します。

① 補助事業者の体制、能力等の評価

ア 「5. 応募資格」に記された資格要件を満たしているか。

イ 当該補助事業を遂行するために必要な能力を有しているか(財務状況、情報管理体制、本事業を行うための知識、ノウハウ及び実務経験等)。

ウ 当該補助事業を円滑に遂行するため、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

エ 当該補助事業を実施するのに必要な関係者等とのネットワークを有しているか。

② 事業内容の評価

ア 「Ⅳ. 応募書類様式」に示された項目について、不足なく記載されているか。

イ 実施計画書の内容が、国及び県が定める法令規則に基づき正しく記載されているか。

ウ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。 等

(3) 審査結果(採択または不採択)について

審査終了後速やかに申請者あてに通知します。

※補助事業者の決定については、令和7年3月下旬を予定

9. 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執

行の適正化に関する法律等の規定を遵守しなければなりません。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認通知を受けた日)から起算して20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- (4) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外となります。
- (5) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (6) 補助事業者が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (7) 補助事業者は給付対象事業者に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、補助事業完了後も、情報が漏洩することがないように努めなければなりません。

10. その他の注意点等

- (1) 公募資料作成に係る資料の提供について

公募資料の作成に必要な資料については、可能な限り提供致しますのでご連絡下さい。

- ・ 国要綱、国要領
- ・ 県規則、県要綱、県要領、県業務手引書

- (2) 公募要領に関する質問

公募要領について質問がある場合は、令和7年2月25日(火)から令和7年3月3日(月)午後5時までに、質問者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び質問内容を詳しく記入の上、FAXまたは電子メールにて送付ください。質疑応答については、令和7年3月6日(木)までにFAX又は電子メールで回答します。なお、電話での問い合わせには一切応じられません。

- (3) 政府における EBPM の取組を推進すべく、事業者への補助金の応募に際しては、申請書等の提出時に原則、法人番号の記載を求めるようにしてください。また、応募に際しては、応募時・審査期間中・交付申請及び実績報告提出時等に提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)については、(ア)審査、管理、確定、精算に利用する旨、(イ)効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、資源エネルギー庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証(EBPM)目的のみの利活用や守秘義務などの遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合がある旨明記してください。また、上記を前提として申請・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなす旨明記してください。

Ⅱ. 事業内容

1. 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F補助金）の内容

(1) 概要

国要綱及び国要領等に基づき、半期(上期:4月～9月、下期:10月～3月)ごとに、国及び県の予算の範囲内において、事業者からの応募申請に基づき内容を審査した上で申請者に給付金を交付する。

(2) 交付対象地域

一定規模以上の原子力発電施設が設置されている市町村及びその周辺市町村が対象となる。青森県の対象地域は下表のとおり。

【令和7年度青森県対象市町村】

区分	原子力発電施設所在市町村	原子力発電施設隣接市町村
市町村名	むつ市、六ヶ所村、大間町、東通村	旧十和田市(旧十和田湖町は対象外)、三沢市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、風間浦村、佐井村

(3) 対象者

事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等で企業立地及び特例増設を行った者。

ただし、個人事業主の場合、法人と同様に帳簿等が整備されている者で、企業立地及び特例増設を行った者。

(4) 対象事業

次のいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

① 製造業に属する事業

② 県又は対象市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該県又は対象市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該県又は対象市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。③において同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

③ 県又は対象市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より当該県又は対象市町村から金銭的な支援を受けているもの

ただし、次に掲げる事業を行う場合には、当該事業は交付の対象となりません。

ア 指定管理者(地方自治法の第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)として公の施設の管理を行う事業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務委託営業を行う事業

(5) 対象となる補助金

電気料金の支払実績等に基づき算定される電力給付金及び雇用創出効果に応じて加算される特例給付金

(6) 交付の方法

事業者が指定する金融機関口座への振込みにより交付を行うものとする。

(7) 対象期間

企業立地した半期の翌半期から最大8年間

新規申請は企業立地した半期の翌半期又は翌々半期に行うことができます。以降、半期ごとに交付要件を満たした場合、最大で16期の継続申請が可能です。(翌々半期に新規申請を行った場合は15期)

特例増設に該当する場合、増設により増加した電力給付分及び特例給付分について、さらに最大8年間、交付期間が延長されます。

(8) 事業者への補助金交付の時期と回数

上期及び下期の年2回

① 上期

令和6年10月1日～令和7年3月31日に事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね9月下旬に交付

② 下期

令和7年4月1日～令和7年9月30日に事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね3月下旬に交付

2. 主な用語の説明

(1) 企業立地

自らの事業の用に供する事業所を新增設し、以下の全て要件を満たし、対象市町村の長が推薦したものをいいます。

① 事業所の新增設に伴い、契約電力が増加していること

② 雇用創出効果が3人以上あること

③ 「1. (4)対象事業」に該当する事業であること

なお、企業立地は新設と増設に分類されます。

ア 新設

対象市町村の区域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転し設置すること、又は既存事業所に加えて別の地点に事業所を設置すること等により、企業立地することをいいます。

イ 増設

対象市町村の区域内にある事業所を、同一敷地内(隣接及び道路対向地等を含む)で拡充あるいは設備等の増強を行うことをいいます。事業所の立替え(スクラップアンドビルド)も増設に含まれます。

(2) 企業立地日

企業立地する場合であって、以下の日をいいます。

① 電気の需給契約を新たに締結する場合

電気の供給を受けた最初の日

② 電気の需給を新たに締結しない場合

ア 契約電力変更の申込みを行った場合

契約変更に伴い契約電力が増加した日

イ 最大需要電力に応じて契約電力が変更契約(デマンド)の場合

直前の計量日(契約電力が増加した日)

(3) 雇用創出効果

令和7年度上期の応募においては、令和7年3月31日、下期においては、令和7年9月30日における対象事業所の雇用者(以下「期末雇用者」という。)の人数から基礎雇用者及び控除雇用者を除いた人数をいいます。詳しくは「3. 交付要件(2)雇用の交付要件」を参照してください。

(4) 特例増設

企業立地日の属する半期の翌期以降において行う事業所の増設のうち、「5. 特例増設の要件」を満たすものをいいます。ただし、1つの事業所につき2度までの増設に限ります。

(5) 特例増設日

特例増設する場合であって、以下の日をいいます。

① 契約電力変更の申込みが行われた場合

契約の変更に伴い契約電力が増加した日

② 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約(デマンド)の場合

直前の計量日(契約電力が増加した日)

3. 交付要件

(1) 電力の交付要件

① 企業立地日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ上期の応募においては令和6年10月1日から令和7年3月31日、下期の応募においては令和7年4月1日から令和7年9月30日までの支払電気料金であること

② 補助金応募者自ら電気の契約を締結し、かつ電気料金の支払者であること

③ 電気の需給契約の需給区分が「電力」需要であること

需給区分が「電灯」需要である場合は、対象外となります。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定があるものも対象外となります。

④ 電気の需給契約の相手方は小売電気事業者であること

⑤ 事業所の新增設に伴い、契約電力が増加していること

※契約電力の増加(増加契約電力)の捉え方は次のとおりです。

増加契約電力=(実契約電力－基礎契約電力)>0

	新設	増設
実契約電力	企業立地日の属する月の翌月以降の支払分でかつ令和6年10月1日～令和7年3月31日(上期)、令和7年4月1日～令和7年9月30日(下期)の支払電気料金に係る契約電力の平均値	同左
基礎契約電力	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の契約電力の月平均値

なお、交付額の算定に用いる増加契約電力は、雇用創出効果に応じて次のように上限が設定されていますので、上限値を超える場合は上限値に置き換えられます。

雇用創出効果	増加契約電力の上限
3人以上20人未満	1, 500kw
20人以上	2, 500kw

(2) 雇用の交付要件

- ① 令和7年度上期の応募においては令和7年3月31日、下期においては令和7年9月30日に対象事業所で常時就労している雇用者であること
 ※他事業所と兼務している雇用者は、対象事業所での常時就労者には該当しませんので対象外です。
 ※対象事業所に籍があっても、他の企業への出向等により、対象事業所に勤務実態のない雇用者は対象外です。
- ② 雇用者は、補助金応募者が直接雇用している者であること
 ※派遣社員や関係会社の者は、補助金応募者が直接雇用している者ではないので対象外です。ただし、対象事業所で勤務していた派遣社員や関係会社の者が、転籍により補助金応募者の直接雇用となった場合は、対象(雇用創出効果)となります。
- ③ 雇用保険の被保険者の種類のうち「一般被保険者」の加入者であること
- ④ 対象事業所における雇用創出効果が3人以上であること
 ※雇用創出効果の捉え方は次のとおりです。

雇用創出効果＝(期末雇用者数－基礎雇用者数－控除雇用者数)≥3

	新設	増設
期末雇用者数	(上期) 令和7年3月31日における対象事業所の雇用者の数 (下期) 令和7年9月30日における対象事業所の雇用者の数	
基礎雇用者数 (新規の応募時に設定)	ゼロ	企業立地日の1年前の日が属する半期の末日の雇用者の数
控除雇用者数	・ 同一市町村間において、既存事業所から対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 県内において、所在市町村にある既存事業所から隣接市町村にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 県内において、隣接市町村にある既存事業所から別の隣接市町村にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 新設の場合、企業立地日の2ヶ月前の日より前の新規雇用者及び他の地域からの転入者	

4. 交付額の算定

次の(1)～(3)の交付額及び限度額を比較し、最も少ない額が交付額となります。

(1) 算定交付額(電力給付金＋特例給付金)

■ 電力給付金

$$\text{電力給付金} = \text{増加契約電力} \times (\text{算定単価(a)} - \text{交付金単価(b)}) \times \text{支払月数}$$

(a) 算定単価

次の式により得られた1kW当たりの月額電気料金を下の算定単価表に当てはめ、算定単価を求めます。

$$\text{1kW当たりの月額電気料金} = \text{増加電気料金} \div (\text{増加契約電力} \times \text{支払月数})$$

【算定単価表】

1kW当たりの月額電気料金	算定単価
1円以上 1,500円未満	600円
1,500円以上 1,600円未満	640円
1,600円以上 1,700円未満	680円
1,700円以上 1,800円未満	720円
1,800円以上 1,900円未満	760円
1,900円以上 2,000円未満	800円
2,000円以上 2,100円未満	840円
2,100円以上 2,200円未満	880円
2,200円以上 2,300円未満	920円
2,300円以上 2,400円未満	960円
2,400円以上 2,500円未満	1,000円
以後、100円ごとに区分	以後、40円ずつ加算

※増加電気料金は、実支払電気料金から基礎電気料金を差引いた値となります。実支払電気料金及び基礎電気料金の設定方法は次のとおりです。

	新 設	増 設
実支払電気料金	企業立地日の属する月の翌月以降の支払分で、かつ上期の応募においては令和6年10月1日～令和7年3月31日、下期においては令和7年4月1日～令和7年9月30日の支払電気料金から消費税等相当額、遅収料金(延滞利息)、契約超過金等、及び補助金応募者以外の電気料金負担分を除いた額です。また、 <u>早収期限(支払期限)が上期の応募においては令和6年9月30日、下期においては令和7年3月31日以前の電気料金は対象とはなりません。</u>	
基礎電気料金	ゼ ロ	企業立地日の属する月に支払った分を含む前1年間の電気料金の平均値を実支払電気料金の支払月数で換算した値

(b) 交付金単価

電源立地地域対策交付金交付規則に基づく市町村ごとの単価が適用されます。合併が行われた市町村にあつては、合併前の市町村の区分による単価が適用されます。具体的な単価は県からお知らせします。

■ 特例給付金

新規の応募時に以下の投資要件を満たすものについて、特例給付金が加算されます。ただし、電力給付金の交付の対象である必要があります。

- ・ 補助金応募者が地方税法上の固定資産(土地、家屋、償却資産)を直接取得したものであること
- ・ 原則として企業立地日が属する半期に事業所の新增設に伴い取得した固定資産の価格(投資額)の総額が、次に掲げる金額以上であること

	新 設	増 設
所在市町村	500万円(税抜)	250万円(税抜)
隣接市町村	1,000万円(税抜)	500万円(税抜)

※投資が行われた日並びに投資額とは、固定資産台帳上の取得日並びに取得価額となります。

※投資額は圧縮記帳後の額となります。

特例給付金は次の算定式により求めます。

所在市町村	30万円 × 雇用創出効果(人数)
隣接市町村	15万円 × 雇用創出効果(人数)

(2) 算定電気料金による限度額の算定

算定電気料金による限度額＝増加契約電力×(算定単価×係数A－交付金単価)×支払月数

係数Aは所在、隣接市町村ごとに設定されています。

	係数A
所在市町村	2
隣接市町村	1.5

(3) 支払電気料金による限度額の算定

支払電気料金による限度額
＝増加電気料金×係数B×(増加契約電力×交付金単価×支払月数)

係数Bは所在、隣接市町村ごとに設定されています。

	係数B
所在市町村	1
隣接市町村	0.75

(4) 特例増設を行った場合の交付額の算定

「5. 特例増設の要件」によって設定した基礎値を用いて同様に行われます。

5. 特例増設の要件

(1) 概要

企業立地日の属する半期の翌半期以降において行う一事業所の増設のうち、以下の全ての要件を満たすものを特例増設といい、特例増設を行った場合、その分の交付が受けられることになります。ただし、一事業所につき2度までの増設に限ります。

- ① 事業所の増設に伴い契約電力が増加していること
- ② 雇用創出効果が3人以上あること
- ③ 原則として特例増設日が属する半期に事業所の増設に伴い取得した固定資産の価額(投資額)の総額が、次に掲げる金額以上であること
 - ア 当該増設が所在市町村において行われる場合にあっては、250万円(税抜)
 - イ 当該増設が隣接市町村において行われる場合にあっては、500万円(税抜)
- ④ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること
 - ア 製造業に属する事業
 - イ 県又は対象地域の市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等(条例又は規則等により当該県又は対象地域の市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該県又は対象地域の市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。)が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業
 - ウ 県又は対象地域の市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該県又は対象地域の市町村からの金銭的な支援を受けているもの

特例増設の1度目及び2度目に係る初回の応募にあたっては、対象事業所が立地する市町村の長の推薦が必要となります。

(2) 契約電力の増加分の捉え方

特例増設による契約電力の増加分(増加契約電力)の捉え方は次のとおりです

$$\text{増加契約電力} = (\text{実契約電力} - \text{基礎契約電力}) > 0$$

実契約電力	特例増設日が属する月の翌月以降の支払分で、かつ上期の応募においては令和6年10月1日～令和7年3月31日、下期においては令和7年4月1日～令和7年9月30日の支払電気料金に係る契約電力の平均値
基礎契約電力	次表「特例増設に係る契約電力及び電気料金の基礎値」により得られた契約電力の基礎値

※基礎契約電力は当初の企業立地日の時期と特例増設の回数(1度目及び2度目)によって設定

方法が異なります。次の表で当てはまる方法により基礎値を設定します。

※交付額の算定に用いる基礎電気料金も、基礎契約電力と同じ方法により基礎値を設定します。
得られた基礎値を実支払電気料金の支払月数で換算した値が基礎電気料金となります。

【特例増設に係る契約電力及び電気料金の基礎値】

	特例増設1度目	特例増設2度目
当初の企業立地日が平成20年3月31日以前のもの (特例増設前は旧制度を適用)	1度目の特例増設日が属する月に支払った分を含む前1年間の契約電力と電気料金の平均値	(A) 2度目の特例増設日が属する月に支払った分を含む前1年間の契約電力と電気料金の平均値
当初の企業立地日が平成20年4月1日以降のもの (特例増設前は新制度を適用)	(A) 1度目の特例増設日が属する月に支払った分を含む前1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 企業立地日が属する半期の翌半期から1度目の特例増設日が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 ⇒(A)と(B)の大きいほうの値 ただし、企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過している場合、(A)の値とする	(B) 1度目の特例増設日が属する半期の翌半期から2度目の特例増設日が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 ⇒(A)と(B)の大きいほうの値 ただし、1度目の特例増設日の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過している場合、(A)の値とする

(3) 雇用の増加分の捉え方

特例増設による雇用の増加分(雇用創出効果)の捉え方は次のとおりです。

$$\text{雇用創出効果} = (\text{期末雇用者数} - \text{基礎雇用者数} - \text{控除雇用者数}) \geq 3$$

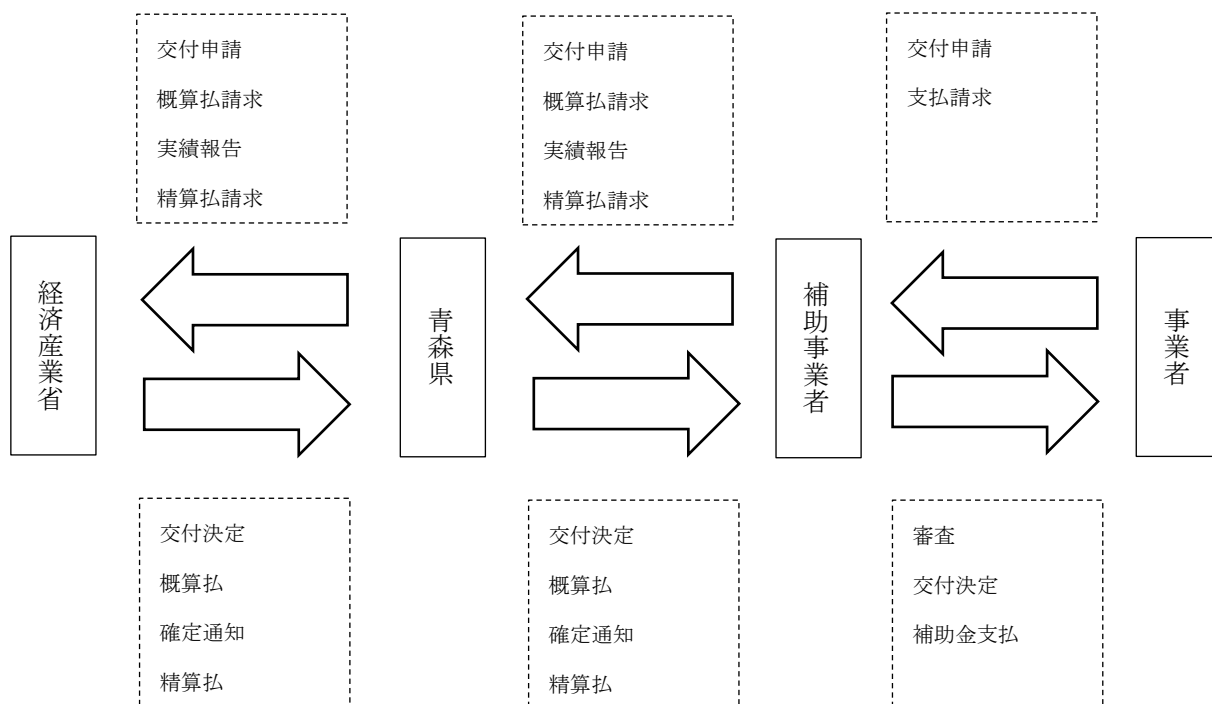
	新設	増設
期末雇用者数	(上期) 令和7年3月31日における対象事業所の雇用者の数 (下期) 令和7年9月30日における対象事業所の雇用者の数	
基礎雇用者数 (新規の応募時に設定)	ゼロ	企業立地日の1年前の日が属する半期の末日の雇用者の数
控除雇用者数	・ 同一市町村間において、既存事業所から対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 県内において、所在市町村にある既存事業所から隣接市町村にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 県内において、隣接市町村にある既存事業所から別の隣接市町村にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 新設の場合、企業立地日の2ヶ月前の日より前の新規雇用者及び他の地域からの転入者	

※基礎雇用者数は当初の企業立地日の時期と特例増設の回数(1度目及び2度目)によって設定方法が異なります。次の表で当てはまる方法により基礎雇用者数を設定します。

【特例増設に係る基礎雇用者数】

	特例増設1度目	特例増設2度目
当初の企業立地日が平成20年3月31日以前のもの (特例増設前は旧制度を適用)	1度目の特例増設日の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数	(A) 2度目の特例増設日の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数 (B) 1度目の特例増設日が属する半期の翌半期から2度目の特例増設日が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の末日の雇用者数のうち最大の雇用者数
当初の企業立地日が平成20年4月1日以降のもの (特例増設前は新制度を適用)	(A) 1度目の特例増設日の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数 (B) 企業立地日が属する半期の翌半期から1度目の特例増設日が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 ⇒(A)と(B)の大きいほうの雇用者数 ただし、企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過している場合、(A)の値とする	⇒(A)と(B)の大きいほうの雇用者数 ただし、1度目の特例増設日の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過している場合、(A)の値とする

6. 事業スキーム



Ⅲ. 業務内容

1. 上期の業務内容

(1) 4月の業務内容

- ① 応募要領、審査依頼書の作成及び関係各所(国、県、市町村及び申請事業者)へ送付、又はホームページ等での掲載、周知
- ② 初回申請事業者に係る市町村の推薦状のとりまとめ
- ③ 申請事業者からの審査依頼書のとりまとめ・内容の審査(～6月中)

(2) 6月～7月の業務内容

- ① 申請事業者へ交付申請書の提出依頼・とりまとめ
- ② 令和7年7月1日から令和7年7月15日までに県へ交付申請を提出

(3) 8月の業務内容

- ① 申請事業者へ現地調査を実施
- ② 申請事業者へ交付決定通知書を送付
- ③ 申請事業者へ請求書の提出依頼

(4) 9月の業務内容

- ① 申請事業者からの請求書をとりまとめ
- ② 県へ概算払請求書を送付
- ③ 申請事業者へ補助金を交付
- ④ 県へ実績報告書を送付

2. 下期の業務内容

(1) 10月の業務内容

- ① 応募要領、審査依頼書の作成及び関係各所(国、県、市町村及び申請事業者)へ送付、又はホームページ等での掲載、周知
- ② 初回申請事業者に係る市町村の推薦状のとりまとめ
- ③ 申請事業者からの審査依頼書のとりまとめ・内容の審査(～12月中)

(2) 12月の業務内容

申請事業者へ交付申請書の提出依頼

(3) 1月～2月の業務内容

- ① 申請事業者からの交付申請書のとりまとめ
- ② 令和8年1月1日から令和8年1月15日までに県へ交付申請書を提出
- ③ 申請事業者へ現地調査を実施
- ④ 申請事業者へ交付決定通知書を送付
- ⑤ 申請事業者へ請求書の提出依頼

(4) 3月の業務内容

- ① 申請事業者からの請求書をとりまとめ
- ② 県へ概算払請求書を送付
- ③ 申請事業者へ補助金を交付
- ④ 県へ実績報告書を送付

3. その他の業務内容

(1) 業務打合せ(適宜)

進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せ

(2) 県からの調査受け入れ

県は、半期ごとに、補助事業者へ補助金事務が適切に執行されているか調査を行います。調査時期について、上期は概ね8月下旬～9月上旬、下期は概ね2月下旬～3月上旬に実施します。

※現行の事業執行状況を基に記載してあります。時期については、実際の事業の執行状況により変更となる可能性があります。

IV. 応募書類様式

様式第1号

文 書 番 号
令 和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所
名 称
代表者名

令和7年度青森県原子力立地給付金等交付事業の公募に係る書類の提出について

令和7年度青森県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業について、下記の書類を添えて
応募いたします。

記

- 1 様式第2号 応募者概要
- 2 様式第3号 実施計画書
- 3 様式第4号 収支計画書
- 4 添付資料

応募者概要

1. 応募者概要

団 体 名 称	
所 在 地	〒
設 立 年 月 日	
資 本 金	
従 業 員 数	
実 施 部 署 名	
担 当 者 名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

2. 実施体制

様式第3号

青森県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施計画書

- ・国要綱及び県要綱等を熟読の上、下記の項目に記載してください。
- ・ページ数の制限は特にありません。

1 交付対象地域 市町村名(旧市町村名) ① ○○市(旧○○○) ② ○○町 ...
2 対象事業者 ※交付要綱等に基づき補助要件を記載 (1)申請申請するための補助要件 (2)特例給付金補助要件 (3)特例増設を申請するための補助要件
3 補助額 ※交付要領等に基づき記載 (1)電力給付金の算定方法 (2)特例給付金の算定方法 (3)交付限度額の算定方法
4 交付時期及び交付方法
5 個人情報の管理 ・個人情報の管理について記載 (個人情報の取り扱いを定めた規定があれば添付すること)
6 年間業務スケジュール ・年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成 ・様式は任意
7 その他 ・上述以外で、事業を行う上で有利な事項等があれば記載

様式第4号

青森県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業収支計画書

(1) 収入

区 分	予算額(円)	内 容
県補助金		・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 円 ・一般事務費 円
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出

・青森県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

区 分	内 容	予算額(円)	積算内訳
補助金			別添のとおり

・一般事務費

区 分	内 容	予算額(円)	積算内訳
人件費			
印刷製本費			
旅費			
通信運搬費			
消耗品費			
雑費			
賃借料			
合 計			